

# 板橋区民生委員・児童委員互助共励会補助金交付要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、板橋区民生委員・児童委員互助共励会（以下「互助共励会」という）が行う事業の経費を補助することにより、互助共励会の会員である民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の職務活動を振興し、以って、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

## (補 助)

第2条 区は、前項の目的を達成するために、互助共励会に対し、補助するものとする。

## (補助対象)

第3条 補助の対象とする経費は、互助共励会が行う事業で、次の各号に掲げるものに要する経費とする。

- (1) 研修事業（諸施設の見学等）
- (2) 民生委員の職務活動に関する意欲の培養に資するための諸事業
- (3) 民生委員の公務出張等に伴う費用弁償
- (4) 民生委員の公務に関連する会費
- (5) その他区長が適当と認めるもの

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める経費の一部又は全部とし、毎年4月1日現在の定数により、毎年度予算の範囲内において、区長が定める。

## (交付申請)

第5条 補助金を受けようとする互助共励会は、交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

## (交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の交付申請があったときは、関係書類を審査のうえ、補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

- 2 区長は、補助金を交付することを決定したときは、交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、互助共励会に通知するものとする。

## (交付決定の取り消し)

第7条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付対象とされた経費以外に使用したとき。
- (3) その他、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 前項の規定は、既に補助金を交付された後においても、適用があるものとする。

## (補助金の請求及び受領)

第8条 補助金の交付決定を受けた互助共励会は、区長に請求書（別記第3号様式）を提出し、補助金

の交付を受けるものとする。

**(補助事業の実施期間)**

第 9 条 補助事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

**(実績報告)**

第 10 条 補助金の交付を受けた互助共励会は、当該事業年度の翌年度 4 月末日までに、実績報告書（別記第 4 号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

**(補助金の確定)**

第 11 条 区長は、実施報告があったときは、関係書類を審査し、適当と認めるときは補助すべき金額を確定し、確定通知書（別記第 5 号様式）により、互助共励会に通知するものとする。

2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないと認めるときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

**(調 査)**

第 12 条 区長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、互助共励会から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

**(その他の事項)**

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」（昭和 42 年 3 月 31 日東京都板橋区規則第 3 号）によるものとする。

**(付 則)**

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。